

別紙様式第3号(3)(第143条第3項第2号関係)

第 年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 部門別損益計算書

(農業協同組合連合会名)
(単位：千円)

区 分	合 計	米 穀	園 芸 農 産	畜 産	生 産 資 材	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	共通管 理費等
事 業 収 益 ①									
事 業 費 用 ②									
事 業 総 利 益 ③ (①-②)									
事 業 管 理 費 ④ (うち減価償却費⑤)	()	()	()	()	()	()	()	()	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦)		()	()	()	()	()	()	()	△ (△)
事 業 利 益 ⑧ (③-④)									
事 業 外 収 益 ⑨									
※うち共通分⑩									△
事 業 外 費 用 ⑪									
※うち共通分⑫									△
経 常 利 益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)									
特 別 利 益 ⑭									
※うち共通分⑮									△
特 別 損 失 ⑯									
※うち共通分⑰									△
税 引 前 当 期 利 益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)									

(記載上の注意)

- 第143条第1項第4号の規定により指定された農業協同組合連合会以外の連合会については、記載を要しない。
- ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各部門に直課できない額について記載すること。
- 部門の設定については、各連合会の実態に応じ定めるものとし、各部門の設定の考え方を注記すること。

(注)

1 共通管理費の他部門への配賦基準等

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

配 賦 基 準	米 穀	園芸農産	畜 産	生産資材	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	合 計
共 通 管 理 費 等								100%

(記載上の注意)

共通管理費等として各部門に配賦された事業外損益(⑩、⑫)、特別損益(⑮、⑰)の額が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費(⑥)の配賦基準と異なるときは、当該収益又は損失の勘定を付して、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記すること。